

改定素案

現行基準	問題点					主な問題点	判断理由			改正案	理由
	意図不明確	曖昧な表現	根拠不明確	見直要望多い	他法令重複		説明可に改正	現行基準条例	現行で説明可		
1. 広告物は、都市美及び自然美を損なわないように表示され、面積、色彩、形状、意匠等は、周囲の環境に調和していること。		○		○	○	・「基準に適合」している状態を明確に定義できない。	○			削除)	・この基準の趣旨は三重県屋外広告物条例 以下、条例という 第2条に規定されており、また適否の判断が困難なため。
2. 広告物は、形状及び意匠が構造物として安定感を与えるものであり、表示の大きさは、効果の限度においてなるべく小さいものであること。		○		○		・「基準に適合」している状態を明確に定義できない	○			削除)	・適否の判断が困難なため。
3. 色彩は、濃厚醜悪なものではなく、赤、青、黄色はなるべく使用せず、やもう得ず使用する時も表示面積の3分の1以下であること。		○	○	○	○	・当該色の具体的基準がなく判断できない。・スポンサー企業の独自のロゴ等に当該色を使用している場合、掲出を認められないこととなる。	○			削除)	・この基準の趣旨は条例第2条に規定されており、具体的に色を限定することは困難でありまた、近隣県においても、このような色彩に関する規定を設けているところがないため。
4. 広告物の付属物は、着色が広告物とよく調和し、施行が粗雑でないこと。		○		○		・「基準に適合」している状態を明確に定義できない。	○			削除)	・この基準の趣旨は条例第2条に規定されており、また、適否の判断が困難なため。
5. 蛍光及び発光を伴う塗料を用いていないこと。	○					・蛍光及び蛍光塗料を一律に規制している明確な理由が説明できない。	○			削除)	・道路交通法等における安全面についての規定は現行「道路占有規定」に統合する。
6. 意匠及び広告文が同一であり、かつ、広告主が同一である広告物が狭い地域に集中して表示されていないこと。		○		○	○	・「基準に適合」している状態を明確に定義できない。	○			削除)	・この基準の趣旨は条例第2条に規定されており、また、適否の判断が困難なため。
7. 夜間の照明を主とした広告物は、昼間においても美観風致を害しないこと。		○		○	○	・「基準に適合」している状態を明確に定義できない。	○			削除)	・この基準の趣旨は条例第2条に規定されており、また、適否の判断が困難なため。
8. 広告物の裏面及び側面には、不体裁な支枠等が露出しておらず、原則として緑色で彩色してあること。		○	○	○	○		○			削除)	・この基準の趣旨は条例第2条に規定されており、景観に配慮した色彩はその地域・環境により異なるものであり、適否の判断が困難。
9. 道路を占有して設ける広告物は、道路法 昭和27年法律第180号の規定による道路の占有許可及び道路交通法 昭和35年法律105号)の規定による道路の使用許可を受けており、かつ、道路交通に支障がないこと。また、交通標識及び交通信号の類と混同せずかつ、これを隠ぺいしないこと。										1.道路を占有して設ける広告物は、道路法昭和27年法律180号の規定による道路の占有許可及び道路交通法昭和35年法律105号の規定による道路の使用許可を受けること。また、交通標識及び信号の類との混同・隠ぺい等支障を不可。	
10. 容易に腐朽し、又は破損しない材料を使用し必要な構造計算に関する基準については建築基準法及びその関係法令に違反しておらず風雨、地震等の衝動によって容易に破損、倒壊、落下、飛散等のおそれがないこと。										2. 省略 (内容現行通り)	
11. 建築物から著しく突出しないこと。	○	○		○		・「基準に適合」している状態を明確に定義できない	○			削除)	・適否の判断及び指導が困難、また「突出した状態」を禁止する意図が不明確である。
12. 自家用広告物を除く一般広告物については管理者名、住所、電話番号等連絡に必要な表示を、掲出物件の右下に表示すること。			○			・表示場所を“右下”に指定する根拠がない。	○			3. 自家用広告物を除く一般広告物については、管理者名、住所、電話番号等連絡に必要な事項を表示する。	・広告物の形状・設置個所により必ずしも“右下”が適した位置とはなりえないため。